

埼玉県借上型県営住宅共用部分整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県借上型県営住宅制度要綱（以下「制度要綱」という。）第10条の規定による補助金の交付に関して、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「施行規則」という。）及びその他関連通達（以下「通達等」という。）並びに補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、特に定めるもののほか、法令、政令、施行規則、通達等、交付規則及び制度要綱の例による。

(補助対象)

第3条 補助対象は、借上型県営住宅等の建設に係る住宅共用部分整備とする。

(住宅共用部分整備に係る補助金の額)

第4条 住宅共用部分整備に係る補助金（以下「補助金」という。）の額は、次に掲げる費用を合計した額（以下「住宅共用部分整備に係る費用」という。）の3分の2に相当する額のうち、第6条第2項規定により予算の範囲内で知事が決定する金額とする。ただし、本体工事と分離して積算することが困難な場合等にあつては、国土交通省事務次官通知、住宅局所管事業に係る標準建設費等についての規定により算定される主体附帯工事費に次表に掲げる区分に応じその数値を乗じて得た額を住宅共用部分整備に係る費用とみなすことができるものとする。

区 分	主体附帯工事費に乗ずる数値
低層住宅	100分の5
中層住宅（地上階数3以上 5以下）	100分の15（ただし、階段室型住棟 のものにあつては100分の10）
高層住宅（地上階数6以上）	100分の15

(1) 廊下及び階段並びにエレベーター及びエレベーターホールの整備に要する費用

廊下及び階段並びにエレベーター及びエレベーターホール（個別の住宅に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。以下「共用通行部分」という。）の整備に要する費用（次の式により算出した額をいう。ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りでない。）

$$P = C \times S_1 / S_2 + E$$

ただし、 P：共用通行部分の整備に要する費用

- C：住宅を含む建築物全体の建築主体工事費
(全体の建設工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除いた額)
- S₁：補助対象となる共用通行部分の床面積の合計
- S₂：住宅を含む建築物全体の延べ床面積
- E：エレベーター設備工事費

- (2) 特殊基礎工事に要する費用
地盤の軟弱な区域(昭和62年建設省告示第1897号に定める基準に該当する区域をいう。)内における特殊基礎工事に要する費用で、杭長10メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額
- (3) 機械室(電気室を含む。)の整備に要する費用
- (4) 避難設備の整備に要する費用、
避難設備のうち、排煙設備、非常用照明装置及び防火戸(通路、階段及び出入口に設けるものに限る。)
- (5) 消火設備及び警報設備の設置に要する費用
- (6) 監視装置の整備に要する費用
監視装置の整備費のうち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター等に係る監視装置の整備に要する費用
- (7) 避雷設備に要する費用
- (8) 電波障害防除設備の整備に要する費用
電波障害防除設備(住宅の建設によってテレビ聴視障害をうける施行地区外の区域へのテレビ共同聴視設備をいう。)
- 2 住宅共用部分整備に係る費用を前項の規定により算定するに当たっては、3で割り切れる千円単位の額とし、端数は切り捨てるものとする。

(全体設計の承認)

第5条 補助金の交付を受けようとする承認事業者は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)に着手する前に、当該事業費の総額、年度ごとの事業費の額、事業完了の予定時期等について、住宅共用部分整備費全体設計承認申請(第1号様式)を知事に提出しなければならない。なお、当該事業に係る事業費の総額及び年度ごとの事業費の額を変更する場合も同様とする。

- 2 知事は、前項の承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認められる場合には、当該全体設計を承認し、承認事業者に通知するものとする。

(補助金交付申請及び交付決定)

第6条 承認事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定により知事の承認を受けた全体設計の内容に即して、住宅共用部分整備費補助金交付申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認められるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、承認事業者に通知す

るものとする。また、交付決定に当たり知事が必要と認めるときは、条件を付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、承認事業者（法人の場合にはその役員）が次の各号に該当する場合は、その事業に係る補助金は交付しない。

(1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号及び第6号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金変更交付申請及び変更交付決定)

第7条 承認事業者は、補助金決定後において補助金の額に変更が生じる事業内容の変更をしようとするときは、住宅共用部分整備費補助金変更交付申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の交付申請書を受理したときは、第6条の規定を準用し、その内容を審査し、補助金の変更交付を決定し、承認事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 承認事業者は、補助金の交付決定後において補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに住宅共用部分整備費補助事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、知事の承認を得なければならない。

(補助事業完了期日の変更)

第9条 承認事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに住宅共用部分整備費補助事業完了期日変更報告書（第5号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業完了実績報告)

第10条 承認事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は、事業完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに住宅共用部分整備費補助事業完了実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第11条 知事は前条の規定により承認事業者が提出した実績報告書の内容を審査し、また必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が関係法令、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときには、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

(請求)

第12条 承認事業者は前条の規定による通知を受けたときは、埼玉県借上型県営住宅共用部分整備費補助金請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 承認事業者が虚偽の記載のある提出書類により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 承認事業者が交付規則、制度要綱第7条に基づく協定の内容及び本要綱の規定に違反したとき。

(3) 交付決定後、承認事業者が第6条第3項の各号に該当することが判明したとき。
(補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る補助金が既に承認事業者に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。この場合において、交付決定の取消しにより承認事業者に損害があっても、県はその責めを負わないものとする。

(検査、報告及び是正命令)

第15条 知事は、補助金の使途その他補助金により整備された住宅共用部分について、必要があると認めるときは、随時検査を行い、又は報告を求めることができる。

2 知事は、前項の検査、報告により補助金が適正に執行されていないと認めるときは、期日を指定して是正の措置を命ずることができる。

(書類等の保管)

第16条 承認事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(他の補助事業との併用)

第17条 承認事業者は、他の補助事業と併せて補助を受けようとするときは、事前に知事と協議を行わなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。